

特定非営利活動促進法に基づく監督の基本方針

平成22年3月

群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課

■ 趣旨

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）は、市民による自由な社会貢献活動を促進するため、簡易な手続で法人格が取得できることを目的として、平成10年12月に施行されました。

この間、県内でも多くの団体が特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）となり、様々な分野で活発に活動を展開してきたところです。

しかし、法人数が年々増え、その活動が地域に定着する一方で、残念ながら、市民からNPO法人の活動を懸念する様々な情報が寄せられることもあります。

NPO法の大きな特徴は、NPO法人が情報公開を通じて市民の信頼を得るとともに、市民によって育てられるべきとの立場に立って、市民による緩やかな監督とNPO法人の自浄作用による改善を重視している点です。

したがって、行政による関与は本来なるべく抑制されるべきですが、NPO法の理念を著しく損なうような事態を放置してしまうことは、市民生活に悪影響を与えたり、健全に活動しているNPO法人が営々と築き上げてきた信頼まで低下させるおそれがあります。

このため、NPO法においても、法令違反の疑いがあるなど一定の場合に、行政の監督を認める規定を設けています。

県では、この規定に基づき、市民から苦情の寄せられたNPO法人、あるいは法令違反の疑われたNPO法人に対処してきたところですが、引き続き適切な対応が行えるよう、本県の実情に即した「監督の基本方針」を策定することとしました。

この基本方針は、新たな公共の担い手としてますます期待が高まるNPO法人の健全な発展を第一に考えつつ、真に必要な場合に行政がいかに関与するか示すものです。

実際の運用に当たっては、公平かつ公正な運用に努め、「監督権行使に先立つ対応」を重視するとともに、やむを得ず「監督権行使の際の対応」を行うときも、NPO法の趣旨を踏まえ、恣意的な適用や均衡を欠く対応とならないよう十分配慮することとします。

（注）この基本方針は、現状想定できる主な事態を念頭に作成したものであり、今後も必要に応じ、随時追加・修正等を行うこととします。

■ 監督権行使に先立つ対応

県が監督権を行使できるのは、NPO法人に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反（以下「法令違反等」といいます。）する疑いがあると認められる相当の理由があるときです。

NPO法人の自主性・自立性を尊重するNPO法の趣旨からすれば、行政が監督権を行使する際にはより慎重な配慮が求められます。

そこで、市民からNPO法人の活動に関する苦情が寄せられたり、県が自ら法令違反等が疑われる事態を察知した場合に、通常は監督権行使の“前段階”として、概ね以下の手順で慎重に対応することとします。

なお、県が事態を承知した時点で既に法令違反等の疑いが濃厚で、かつ市民の生命に重大な危害が及ぶ可能性があるなど、緊急性が高いと判断される場合は、この限りではありません。

1 事態の把握

市民や、当該NPO法人の役員などの関係者から苦情（以下「市民からの苦情」といいます。）が寄せられた場合は、次の手順で事態を把握します。

市民からの苦情の範囲には、市民から県に寄せられた情報のほか、県議会で議論があったケース、新聞で疑いを喚起する報道があったケースなども含みます。ただし、その信憑性を判断しかねるものや、訴訟中の事案に係る場合など、内容によっては、行政として立ち入ることが適当でないと判断することもあります。

(1) 聴き取り

情報提供者等から、聴き取りを行います。

(2) 書類精査

毎年提出される事業報告書等の書類を精査して、情報提供者等から聴き取った情報や、県が自ら察知した情報を補います。

(3) 情報交換

その事態の内容がNPO法以外の法令に関係する場合には、上記(1)、(2)に加え、関係所属・機関等と速やかに情報交換を行い、以後の情報共有と連携体制を確保します。

2 事態への対応

事態を把握した上で、個々の事情を考慮しながらも、その内容（重大性、合理性、客観的証拠の有無、苦情件数等）から総合的に検討し、次の手順で事態に対応します。

(1) 事情聴取

事情聴取を実施する場合には、電話や文書で説明を求めたり、県庁への来訪を要請する方法などが考えられます。

どの方法で実施するかは、事態の内容によって判断しますが、いずれの方法を採用する場合も、この段階では任意に協力を求めることを当事者に説明した上で適切に対応することとします。

(2) 改善依頼

事情聴取の結果、法令違反等が明らかであれば、事態の内容に応じ相当な期間を定めた上で、当該NPO法人に自主的な改善を依頼することとします。

なお、この対応が市民からの苦情を発端としたものである場合は、上記の依頼に加え、当該NPO法人自らが広く市民に対して改善結果等を自主的に説明するよう要請（以下「市民への説明要請」といいます。）します。

(3) 市民への説明要請

2(2)のケースに加え、市民からの苦情を発端とした対応で、事情聴取したが法令違反等の有無までの判断が困難なときや、当該NPO法人から事情聴取への協力が得られずその事態が看過できないときにも、当事者間の議論を深める観点から、市民への説明要請を実施することとします。

なお、県が自ら法令違反等を察知した場合で、事情聴取したが法令違反等の有無までの判断が困難なときも、状況によっては、市民への説明要請を実施します。

この市民への説明要請は、市民間、あるいは市民と当該NPO法人との間で、自由・活発な議論を行える土壌づくりを期待するものですが、当該NPO法人にとっても自らの疑いを払拭したり、市民の理解を深める契機となるものです。

その内容は、概ね以下のとおりです。

概要

○趣旨・目的

相当な期間を定めた上で、法令違反等が懸念される事態に関する事実関係の説明を求め、その結果を市民に公開することにより、自由・活発な議論を行う土壌をつくること

○NPO法人における対応例

県からの説明要請に対し、当該NPO法人が自ら説明を実施する場合には、次のような対応が考えられます

- ・当該NPO法人の事務所で、誰でも閲覧できるよう説明文書を備え置く。
- ・当該NPO法人のホームページ上に、説明文書を掲載
- ・適当な人数が収容できる会場で、説明会を開催 など

〔 上記の実施方法例などで実施しがたい場合には、説明文書を県ホームページに掲載することで、代替できるよう配慮します。 〕

○結果報告

上記の対応結果に加え、県から説明を要請した事項を記載した説明文書を期限までに県へ提出

○情報の公開

- ・県から市民への説明要請をした文書及び当該NPO法人が提出した文書（不提出の場合はその事実）は、情報提供者やNPO法人の関係者の個人情報等に配慮した上で、原則として、県ホームページですべて公開

〔 提出された文書に、説明を要請した事項と関係ない記載や、特定の個人や団体を誹謗・中傷する記載などがあった場合は、その箇所について、県ホームページでの掲載を見送ることもあります。 〕

- ・公開は、当該NPO法人からの文書受理後（不提出の場合は期限到来後）当面の間行うこととし、その期間については、事案毎に県で判断

■ 監督権行使の際の対応

NPO法の趣旨に沿って、より慎重に配慮するために「監督権行使に先立つ対応」を行ったにもかかわらず、法令違反等の疑いが依然として濃厚であったり、そのままでは事態の改善や実態解明が見込めないと判断した場合、やむを得ず、以下の手順で監督権の行使を検討することとします。

1 報告徴収（根拠：NPO法第41条第1項）

法令違反等の疑いが依然として濃厚な場合、又は事情聴取を忌避し、かつその内容が看過できない場合は、必要に応じ、当該NPO法人から報告を求めることとします。
なお、この報告内容については、県ホームページで公開します。

（報告が無い場合、状況によっては、県ホームページで公開することとします。）

（上記の報告結果では法令違反等の疑いが解消に至らず、かつ現地検査を行うことによって実態の解明に向けた一定の成果が見込まれる場合には、立入検査を行うこともあります。）

2 改善命令（根拠：NPO法第42条）

上記の報告及び検査を経ても改善が見られないが、改善可能と判断した場合には、当該NPO法人に法令違反等の状況を改善するよう改善命令を行うこととします。

なお、この改善状況については、県ホームページで公開します。

（改善が無い場合、状況によっては、県ホームページで公開することとします。）

3 認証取消（根拠：NPO法第43条第1項及び第2項）

当該NPO法人が上記の改善命令に従わない、あるいは法令違反等の状況がもはや改善命令では是正できないなど、認証取消し以外の方法では監督目的を達成できない場合、又は3年以上にわたり事業報告書等、役員名簿などが未提出の場合は、聴聞を経た上で、最終手段として、設立の認証の取消しの可否を検討することとします。

認証取消しを行った場合には、その事実について報道提供するとともに、県ホームページでも公表します。